

組合員の皆さまへ

2022年1月17日
全駐留軍労働組合

新型コロナウイルスワクチンの追加接種について

従業員へのお知らせとして防衛省は「ワクチン追加接種及び接種に伴う休暇の取扱いについて」を発出しました（添付資料参照）。このお知らせは、米軍提供ワクチンの追加接種が可能となったことを主題としております。全駐労としては、これまでお伝えしてきた通り、3回目のワクチン追加接種は各自治体で受けることを強く推奨します。

組合はこれまで、米軍が提供するワクチンを接種（1・2回目）した従業員が「予防接種法」の適用を受けられないことに対し、是正措置を求めてきました。そして、3回目となるワクチン追加接種を各自治体で受けることで、国内法令である「予防接種法」が適用されて、ワクチン接種による健康被害も同法による救済手続きが可能になり、付随して「接種証明書アプリ」や自治体で発行する「ワクチンパスポート」の利用も可能となりました。

防衛省からのお知らせにも記載してありますが、米軍提供ワクチンによる3回目追加接種を受けた場合は「予防接種法」の適用を受けられません。自治体で1回目、2回目のワクチン接種した従業員が米軍提供ワクチンによる3回目（追加）接種を受けた場合も「予防接種法」の適用から除外され、健康被害救済には米国の手続きが必要となってしまいます。

ご承知のようにワクチン接種は任意であり義務ではありませんが、新たに米軍が提供するワクチンの追加接種が選択肢のひとつとして示されました。現状では、ワクチンの追加接種によってオミクロン株を含む新型コロナウイルス感染症が収束するのか、また新たな変異株が猛威を振るうのかなど、まだまだ不確実なことばかりです。自治体接種による「予防接種法」適用を優先するのか、少しでも早い3回目ワクチン接種を選択するのか、組合員の皆さんが各々独自で判断していただき、組合はその決断を尊重したいと考えています。

以上

添付資料：

お知らせ「ワクチン追加接種及び接種に伴う休暇の取扱いについて」